

東京農業大学総合研究所研究会 食の安全と安心部会第4回シンポジウム

グローバル化を重視した改正食品衛生法の施行後、
食の安全・安心はどのように展開していくか
～重要となる製造者責任と食の安全に求められる課題～

日時：2021年12月2日（木）13時から

開催方式：Zoomによるオンライン開催

参加費：一般参加者有料（1,000円）

農大関係者（学生・教員）、総研研究会の会員は無料
（参加希望者は事前登録必須）

シンポジウム概要：

2018年6月に公布された改正食品衛生法は、国際整合性を睨んだ大幅な改正で、「食の安全と安心部会」では、その詳細について2018年度第1回、2020年度第3回シンポジウムにおいて、その詳細について情報提供を行いました。この法律は、2020年6月に施行されましたが、HACCPの制度化等に関しましてはリスクマネジメントの主体である地方自治体の条例の整備や民間の食品取扱業者の営業許可・届出への対応などの猶予期間を挟んで、2021年6月に本施行となりました。2021年度第4回シンポジウムでは、改正食品衛生法の施行後、食の安全に関わる社会動向がどのように展開していくのかに焦点を当て、「改正食品衛生法施行後の食の安全」について考えてみたいと思います。

グローバル化を重視した改正食品衛生法の本施行により、日本の食に関する輸入・輸出戦略が変わる事が予想されます。そこで、農林水産省の審議官から同省が現在進めている農林水産物・食品の積極的輸出政策について紹介していただき、今後の展開や直面する課題について紹介していただきます。審議官から直接お話を聞く機会はなかなかありませんのでこの機会をお見逃しなく。一方、さらに高度な食品安全のマネジメントとして、国際標準の認証規格がグローバルに普及してきています。世界食品安全イニシアチブ(Global Food Safety Initiative; GFSI)に承認されており、日本発の認証規格を運営する一般財団法人食品安全マネジメント協会(JFSM)から、認証規格の意義やその運営の実態について理事長より解説していただきます。食のリスクマネジメントにも持続可能な開発目標(SDGs)の考え方を取り入れ、地球規模の保全を行いながら食の安全の達成することが求められています。そこで、ヒューチャー・アース国際事務局日本ハブ事務局長から、SDGsの解説と食の安全への取り組み方についてご発言していただきます。最後に民間企業の先駆的な取り組みについて紹介していただき、今後の食の安全確保に食品関連業者はどのような対応が求められるかについて考えてみたいと思います。